

東京圏 **埼玉** **千葉** **東京** **神奈川** 在住者が 新潟市で テレワークすると



10万円

交付

（1世帯あたり）

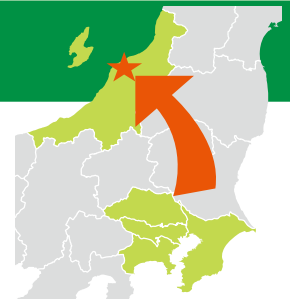
<対象要件> ※①～③の全ての要件を満たすこと

① 体験居住前に関する要件

- 新潟市で体験居住する直前に、**連続して1年以上、東京圏に在住**していたこと。

② 新潟市に関する要件

- 令和2年7月1日～令和3年3月31日**の間に新潟市で体験居住を開始したこと。
- 申請時において、新潟市で1か月以上の体験居住を行ったこと。 など



③ 仕事に関する要件

- 事業所から1か月以上の在宅勤務（新潟市に事業所が無い場合に限る）の命令を受け、在宅勤務地が新潟市であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約で、体験居住開始時において連続して1年以上就業し、雇用保険被保険者であること。



<支援額> **1世帯あたり10万円**

【申請受付開始】

令和2年7月1日(水)～

【申請期限】新潟市で体験居住を開始してから6ヵ月以内。
事業の詳細・申請様式のダウンロードはこちらから



ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく移住支援金及び新潟市移住促進特別支援金（就業・起業）交付要綱第9条に基づく特別支援金（就業・起業）の交付を受けた者は、特別支援金（体験居住）の交付を受けることができません。